

平成28年 第6回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

# 平成28年 第6回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成28年 5月30日(月) 午後 1 時 30 分 閉 会 平成28年 5月30日(月) 午後 2 時 28 分					
場 所	共和町役場本庁舎 3階 委員会室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	欠席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	2 番 長 門 強 委員			12 番 水 戸 政 春 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地あっせんについて					
第 3	議案第1号 現況証明願について					
第 4	議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 5	議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について					
第 6	議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について					
第 7	議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について					
第 8	議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について					

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 28 年第 6 回共和町農業委員会総会を開催致します。

16 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 番 長門委員、12 番 水戸委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについて事務局より報告願います。

○事務局

農地所有者からあっせん売買の申し出があり、基盤強化法による相手方との調整が整い、売買が成立したところです。

今回のあっせん報告は、2 件です。

(報告第 1 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第 3 議案第 1 号 現況証明願について

○議長

次に、日程第 3 議案第 1 号 現況証明願についてを議題と致します。事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は 1 件です。

(議案第 1 号、議案書を朗読)

この案件は、民事調停により札幌の弁護士を通して証明願があったものです。

申請地は、国道 5 号線沿いの小沢駐在所付近に位置しておりまして、役場からは約 6 km になります。

小沢●●●番地▲▲と●●●番地■■の 2 筆の登記上の所有者は A 氏、●●●番地××の登記上の所有者は B 氏となっておりますが、お二人とも既に亡くなられております。

願出人は、B 氏の四女であり、小沢●●●番地××の遺産分割を受けた方です。

願出の経過及び理由ですが、昭和 48 年 7 月 30 日に、A 氏と B 氏との間で土地の交換契約が行われ、小沢●●●番地▲▲と■■が B 氏、●

●●番地××がA氏の所有地になったとのことでして、所有権移転登記を行わないまま40年以上経過し、権利関係が曖昧なままとなっております。

そのため、A氏の相続人を相手方とした調停を起し、交換を原因とする所有権移転手続きを行うことになりましたが、相続人はいずれも農業者ではないため、このたび現況証明願があったものです。

なお、昭和48年の交換契約は共和町の指導に従って行ったのですが、農地法第3条の許可等の書類は確認できなかったため、当時の経過については不明です。

現在の利用状況ですが、●●●番地▲▲と■■は宅地化され、C氏の住宅が建っております。住宅建設のため、昭和48年9月20日付けで農地法第5条の農地転用許可をしておりますが、登記上の所有者であるA氏からC氏への賃貸借となっており、こちらの経過についても不明です。C氏は当初からB氏の土地を借りたという認識であり、借賃もB氏へ支払ってきたとのことです。

また、●●●番地××も宅地化され、昭和53年以降、D氏宅の一部及び物置等となっております。

現地調査の結果、非農地化となってから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と判断します。

現地調査は、5月17日に、天坂委員、小笠原委員、澤田博人委員の3名で実施しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、申請のとおり証明を与えることに決定致します。

#### ◎日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 基盤強化法第15条第1項の規定により、認定農業者等からの申し出に基づき農用地の利用関係の調整を行った結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、共和町長に対し、農用地利用集積計画の作成を要請するものです。

今回は、売買が2件と貸借が6件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

利用権設定各筆明細の6番の補足ですが、こちらは、当初平成26年から1年間でE氏からF氏へ賃貸借を行い、平成27年に売買へ移行す

る予定でしたが、26年の5月に、使いやすいようにするという理由で、貸借地に隣接するG団体所有の農道及び用水をF氏が無断撤去したことから、原状回復を求めるG団体とF氏との間で協議が続いていたため売買を行うことができず、昨年については引き続き1年間の賃貸借としたところです。

このたび、F氏が損害賠償を行うこととなり、財産の用途廃止手続きの協議が今年中に完了する見込みとなったことから、あと1年だけ賃貸借とすることをE氏に了承いただき、この度の利用集積計画となりましたのでご報告します。

計画要請の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると判断致します。

○議長 利用権設定各筆明細の3番は高橋委員に関する件でございます。  
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(高橋委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の3番についてのみ、ご質疑を受けません。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、利用権設定各筆明細の3番についてのみ、採決致します。  
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

高橋委員は着席願います。

(高橋委員 入室)

○議長 高橋委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(高橋委員 着席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の3番を除く全件について、ご質疑を受けません。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、利用権設定各筆明細の3番を除く全件について、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

#### ◎日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る意見についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

農地中間管理事業規程第17条第1項では、公社が農地中間管理権を取得した農用地等は、農用地利用配分計画によって賃借権の設定等を行うとされております。

また、同規程第18条では、公社が農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町村に対し、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上で、農用地利用配分計画の案を作成し、公社に提出するよう求めるとされていることから、この度共和町長より意見を求められているものです。

(議案第3号、議案書を朗読)

こちらは、先月に引き続きまして農地中間管理事業の案件になります。先月、H氏が農地中間管理機構である農業公社への貸し付けを決定しましたが、今回は公社から、経営地が隣接しているI法人への貸し付けに係る計画になります。

計画案の内容ですが、始期は道の認可公告予定日の平成28年7月12日、終期は平成33年4月27日で、借主の希望により5年間としておりますが、更新は可能となっております。終期の4月27日というのは、H氏と公社の契約の終期に合わせており、全道統一の取り扱いとなっております。

また、借賃はH氏と公社の賃貸借の金額と同額で、農地賃借料情報における農地区分・発足園芸地帯中庸の最低額で算出した額となっております。

公社への借賃の支払については、公社から賃借料の収受及び支払の業務委託を受けている、きょうわ農協の借主口座から毎年12月10日に引き落としとなり、公社の口座へ振り込まれることとなりますが、支払額は借賃に手数料1%+消費税を加えた額となります。

計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農地中間管理事業規程に適合しており、適当であると判断します。

また、この案件は農地中間管理事業の出し手に交付される機構集積協力金の中の耕作者集積協力金の要件に該当となりまして、今回貸し付けられた農地は一団であるため、全農地面積に対し反当1万円、金額にして●万▲千円が来年3月頃にG氏へ交付される予定です。

今後の流れですが、農業委員会の意見を町へ提出しまして、町の案をもって公社で農用地利用配分計画が決定され、最終的には道が7月12日頃に認可公告することで受け手に貸し付けられることとなります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

共和町長から意見を求められた、農用地利用配分計画(案)については、適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答

することに決定致します。

◎日程第6 議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について

○議長

次に、日程第6 議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

議案に経営移譲年金及び特例付加年金受給権者137名の名簿が掲載されております。これから皆様には、受給権者が年金の支給停止事由に該当していないことを確認していただくこととなります。

本日の確認を基に、6月30日までに受給権者から提出される現況届に確認済の会長印を押したうえで、農業者年金基金に送付することとなります。詳しくは担当から説明致します。

○事務局

それでは詳細について説明致します。

はじめに経営移譲年金とは平成14年1月1日の農業者年金制度改正前の旧制度の年金で、保険料を20年以上納付し、自分の名義の農地等を後継者や第三者に貸借や売買等で処分して、65歳になる前に農業経営から引退、経営移譲すると受給できる農業者年金です。

また特例付加年金は平成14年1月1日の制度改正後の新制度の年金で、経営移譲年金と同様に新制度と旧制度の保険料を合計して20年以上納付し、自分名義の農地等を、後継者や第三者に貸借や売買等で処分して、農業経営から引退、経営継承すると受給できる農業者年金です。

受給権者の総数は137名となっており、昨年と比較しまして、15名の減となっています。減少の理由としましては、死亡及び町外への転出があったためです。

農業者年金の受給権者は、毎年一回、引き続き年金を受給する資格があるかどうか確認するために、農業者年金基金から直接受給権者に送付される、現況届を農業者年金基金へ提出することになっています。

なお今年度の現況届は、先日5月24日より順次受給権者に発送されているとの通知が来ております。

受給権者は現況届を、農業委員会を經由し、農業者年金基金へ提出することとなりますが、その中で経営移譲年金及び特例付加年金を受給している方は、支給停止に該当していないか農業委員会で確認する必要があります。

確認いただく要件につきましては、農業経営を再開していないか、農地が適正に処分されているかになります。

それぞれ担当地区の該当者が農業経営を再開していないか、農地が適正に処分されているかの確認をお願い致します。

○議長

議案の説明が終わりましたので、審査に入ります。

(審査開始 1:58)

(審査終了 2:03)

○議長

それでは、以上の審査に基づき、支給停止事由に該当していないこと

としてよろしいか採決致します。

審査に基づき決定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、審査のとおり決定致します。

◎日程第7 議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

○議長

次に、日程第7 議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

この活動の点検・評価は、農水省からの適正化通知に基づき平成22年度から行っておりましたが、制度改正に伴う新通知により、今年からは、前年度の活動に対する点検・評価を行ったのち、毎年6月末迄にインターネットで公表することになりました。

また、様式につきましても変更されましたが、27年度の点検・評価については旧様式を使用しております。

Iの法令事務に関する点検については2項目となっております。

1の総会等の開催及び議事録の作製ですが、総会開催の掲示板での周知や議事録の作成・公表など、適正に事務を行った旨を記載しております。

2の事務に関する点検ですが、(1)は農地法第3条に基づく許可事務についての記載になります。1年間の許可件数は16件で、内訳は売買が1件、贈与が8件、使用貸借が7件となっております。

標準処理期間については、行政手続法に基づき30日と設定しております。処理期間は平均10日で、許可16件の申請書受理から、許可までの日数の平均となっております。以上、適正に事務を行った旨を記載しております。

次に(2)の農地転用に関する事務になります。1年間の処理件数は9件で、内訳は4条転用が1件、5条転用が8件となっております。

処理期間の平均は32日となっております。許可9件の申請書受理から許可までの日数の平均となっております。こちらにつきましても、適正に事務を行ったという内容となっております。

次に(3)の農業生産法人からの報告への対応になります。管内の農業生産法人12法人全てから報告書の提出がありましたが、うち報告書の文書による督促を行った農業生産法人は2法人となっております。

また、この他にも、町内で耕作を行っている町外の2法人からも報告書を提出いただいております。

次に(4)の情報の提供等になります。賃借料情報の調査・提供ということで、平成27年の農地賃借料情報を今年の1月に、農業委員会日より及び共和町ホームページへ掲載したことなどを記載しております。

次に(5)の地域の農業者等からの意見等になります。こちらには、法令事務に関して、地域の農業者の方などから、ご意見はなかったことを記載しています。

続いてIIは、法令事務のうち遊休農地に関する措置に関する評価にな



ります。

1の現状及び課題ですが、平成28年3月現在、管内の農地面積は5,172.5haとなっております。こちらは様式の変更により、国の耕地及び作付面積統計における耕地面積5,170haに、昨年国へ報告した遊休農地面積2.5haを加えた面積としておりまして、割合については0.05%となります。

次に2の平成27年度の目標及び実績になります。目標は26年度の面積0.9haとなり、実績についてはございませんでした。

次に3の2の目標の達成に向けた活動になります。活動実績ですが、農地の利用状況調査を昨年10月から11月にかけて行い、全町を対象として、地区毎に農業委員と事務局で農地パトロールを実施しております。また、遊休農地である旨の通知ということで、件数3件、面積2.5ha、対象者5人となっておりますが、こちらは農地パトロール後の利用意向調査の内容を記載しております。

次に6の活動に対する評価になりますが、今後も農地パトロール等を通じ、遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休農地解消へ向けての指導を進めることが必要である旨記載しております。

続いてⅢの促進事業に関する評価になります。こちらは大きく3項目となっております。

1の認定農業者等担い手の育成及び確保ですが、(1)の現状につきましては、平成28年3月現在、農家数は478戸、うち主業農家は297戸となっております。こちらはセンサスの数値を記載することになっておりますので、直近の2010年の農林業センサスの数値となっております。また農業生産法人数は12法人となっておりますが、先程の農家数には含まれておりません。認定農業者は304経営となっております。

次に(2)の平成27年度の目標及び実績になります。認定農業者の目標は4経営の増でしたが、実績は12経営の増となりまして、達成状況は300%となっております。

次に(6)の活動に対する評価になりますが、認定の推進活動により、目標を大幅に上回る実績を達成できたとしております。

続いて2の担い手への農地の利用集積ですが、(1)の現状につきましては、平成28年3月現在、管内の農地面積は先程同様耕地面積統計の数値を使用することとなっておりますので、5,170haとなっております。集積面積は4,780haで、集積率は92.46%となっております。

次に(2)の平成27年度の目標及び実績になります。目標は30haでしたが、実績は貸借・売買あわせて、新たに担い手へ集積された面積は29haとなっており、達成状況は96.67%となります。

次に(6)の活動に対する評価になりますが、目標を達成することはできなかったが、関係機関と連携して利用調整に努めたことにより、ほぼ目標通り担い手への農地集積が図られたとしております。

続いて3の違反転用への適正な対応につきましては、共和町には違反

転用はありませんので、全て0となっております。

(6)の活動に対する評価ですが、農地パトロール及び日常的な農業委員会活動を行うとともに、農業委員会だより等で農地転用許可について周知を図った旨記載しております。

27年度の活動の点検・評価についての説明は以上です。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第8 議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○議長

次に、日程第8 追加議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

この活動計画につきましても、活動の点検・評価と同様、制度改正に伴い変更となりまして、今年からは、新年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したのち、毎年6月末迄にインターネットで公表することになりました。

また、様式についても今年から大きく変更されております。

Iの農業委員会の状況ですが、こちらは平成28年4月1日現在で、今回から新たに追加された項目となっております。

1の農家・農地等の概要ですが、総農家数478戸、うち販売農家数397戸、そのうち主業農家数258戸、準主業農家数39戸となっております。こちらは2010年の農林業センサスに基づいて記入しております。農業就業者数は979人で、うち女性467人、そのうち40代以下114人となっております。こちらも2010年の農林業センサスに基づいて記入しております。認定農業者は304経営、基本構想水準到達者は8経営、認定新規就農者は2経営となっております。

耕地面積は平成27年度の点検・評価と同様、耕地面積統計の数値で、田が2,580ha、畑が2,590haで計5,170haとなっております。経営耕地面積はセンサスの数値で、田が2,568ha、畑が1,558haで計4,126haとなっております。遊休農地面積は田が1ha、畑が2haで、計3haとなっております。実際の面積は2.5haですが、四捨五入して、3haとしております。農地台帳面積は田が3,044ha、畑が2,516haで、計5,560haとなっております。耕地面積との差につきましては、引き続き台帳面積の精査に努めて参ります。

2の農業委員会の現在の体制は、新制度に基づく4月からの体制について記載しております。

続いてIIの担い手への農地の利用集積・集約化です。こちらは例年同

様の項目となっております。

1の現状及び課題ですが、平成28年3月現在、集積率は先程の平成27年度の点検・評価でご説明したとおり、92.46%となっております。課題は、近年農地の流動化が進み、規模拡大を進めてきた担い手の経営面積が限界に近い状況から、生産性の低い農地は敬遠され、優良農地を求める傾向が強く、今後離農により出てくる農地の担い手への集積が課題であるとしております。

次に2の平成28年度の目標及び活動計画ですが、目標は新規集積面積25haとしております。こちらは今年度から始まった農地利用最適化交付金事業の共和町の単年度集積目標面積の見込みと同面積に設定しております。活動計画は、共和町農業経営・生産対策推進会議などの関係機関と連携し、農地の効果的な利用集積に努めるとともに、1月には農業経営者に対して経営の意向についての調査を実施する、また、農業委員会だより等の配布により、各種支援事業の紹介・周知を図るとしてしております。この経営の意向についての調査は、今年から始めた農地台帳に関する調査を指してしております。

続いてⅢの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらは今回から新たに追加された項目となっております。

1の現状及び課題ですが、新規参入の状況について、26年度の新規参入者数は1経営体で、取得した農地面積は2.8haです。27年度の新規参入者数も1経営体となり、取得した面積は2.1haとなっております。課題は、親元就農による新規就農者も近年減少しつつあり、今後の町の農業を考えると新規参入者の確保が必要であるが、受入体制の整備が課題となっているとしております。

次に2の平成28年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は過去3年間の平均値の1経営体で、参入目標面積は共和町の下限面積の2.0haとしております。活動計画は、随時意欲ある新規参入希望者に対して農地の確保についての支援を行うなど、関係機関と連携した受入体制の構築を図るとしてしております。

続いてⅣの遊休農地に関する措置です。こちらは例年同様の項目となっております。

1の現状及び課題ですが、平成28年3月現在の遊休農地の割合は平成27年度の点検・評価でご説明したとおり、0.05%となっております。課題は、農業者の高齢化により、担い手の少ない特定の地区や条件不利地について、受け手がいない状況が進みつつあり、耕作者の確保が課題としております。

次に2の平成28年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消目標面積は全面積の2.5haとしており、農地パトロール等を通じ遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休農地解消へ向けての指導を進めるとしてしております。活動計画は、利用状況調査が今年から8月頃実施とされたことから、調査実施時期を7月から9月の間とし、調査結果の取りまとめ時期は10月から11月の間としております。農地所有者への利用意向調査については、実施時期を11月、調査結果取りまとめ時期

を12月から2月の間としております。

続いてVの違反転用への適正な対応ですが、こちらも例年同様の項目となっております。

共和町には違反転用はありませんので、課題はなしとしております。

2の平成28年度の活動計画は、引き続き農地パトロール及び農業委員による日常的な活動を実施し、また、農業委員会だより等で農地転用許可について周知を図ることとしております。

なお、本総会におきまして、活動の点検・評価と活動計画の決定をいただき、6月末迄に共和町ホームページ上で公表を行ったのち、点検・評価の内容について国へ報告することになります。

次に、毎年作成しております、共和町農業委員会独自の活動計画について説明いたします。

(別冊 平成28年度共和町農業委員会活動計画をもとに主な内容を説明)

この活動計画を基に、かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋、という農業委員会系統組織の全国統一理念に沿った活動に努めたいと思います。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

#### ◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成28年第6回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 2 8 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成28年 5 月 30 日

議長(農業委員会会長)           今 村 俊 一           印

議事録署名委員 2 番           小笠原 敏 雄           印

議事録署名委員 1 2 番           高 橋 正 志           印